

# 第25回期 第13回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年7月19日(金) 午後1時30分から午後2時40分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員8人・推進委員9人)

会 長	10番	白川	清一
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
委 員	1番	兼子	泰彦
同	4番	藤田	保幸
同	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
同	7番	須藤	一二
同	8番	小針	充則
推 進 委 員(箕輪・袖山)		関根	盛夫
同(中根松)		会田	信二
同(大草)		斎藤	良文
同(小貫・太田輪)		薄井	常義
同(里白石・福貴作)		須藤	寿行
同(山白石)		我妻	伸司
同(山白石)		岡田	勇弥
同(浅川・滝輪)		緑川	孝雄
同(東大畑・畑田)		小室	一男

4 欠席委員(委員2名、推進委員1名)

委 員	2番	高坂	和幸
同	3番	須藤	孝夫
推 進 委 員(里白石・福貴作)		鈴木	政吉

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第38号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の意見決定について

2件

議案第39号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定について

8件

議案第40号 旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農  
用地利用配分計画(案)に対する意見決定について

1件

議案第41号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項に基づく農用  
地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

1件

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子

主 事 鈴木 勇太

## 7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	本日もお忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。 本日は蒸し暑く、はっきりしない天気となっておりますが、昨日あたりは関東・ 甲信越地方は梅雨明けしたものと思われま。東北地方もまもなく梅雨明けする のではないかと思います。そんな中で本日7月19日ですが、我々、第25回期 農業委員会は去年の7月20日に発足し、ちょうど丸一年となります。各委員の 方々、一年間活動大変お疲れ様でした。今月末から地域計画というものが始まり ます。さらに農地利用状況調査、いわゆる農地パトロール、水稻の確定調査等、 農業委員としての活動が目白押しとなっております。暑い中での対応となります が、暑さに負けず農業委員一丸となつての対応となりますので、どうぞよろしく 願います。 本日の議案は議案第36号から41号まで件数としては16件ほどございま す。皆様の慎重審議をお願いいたして、私の挨拶といたします。
会 長	本日の農業委員の出席は10名中8名です。2番高坂和幸委員、3番須藤孝夫 委員が欠席となっております。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第 13回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。 なお、推進委員の出席は10名中9名です。鈴木政吉推進委員が欠席となつて おります。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、 会長指名することで、ご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、5番、富永勉委員、6番、鈴木啓委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木

<p>事務局長</p>	<p>主事を指名いたします。</p> <p>それでは、議事日程第3、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>
<p>会長</p>	<p>議案の審議に入る前に、議案第36号、農地法第3条①については、****委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退室していただきます。</p> <p>(****委員退室)</p>
<p>会長</p>	<p>議案第36号①について、小貫・太田輪地区推進委員、薄井常義委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>薄井委員</p>	<p>小貫・太田輪地区担当の推進委員の薄井です。</p> <p>議案第36号農地法第3条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、***、****さん、譲受人、***、****さん、以下記載のとおりであります。7月7日午前7時30分より、譲渡人、譲受人立会い立会いのもと現地にて調査をしてみました。</p> <p>****さんと****さんは親戚関係にあり、申請の事由は、農作業の効率を良くするためということでした。このことは以前から話はあったようで、うまくとれば互いに利便性が高まるということです。以上で農地法第3条第2項①から⑥まで何の問題もなくご審議をお願いしたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、土地の交換とのことですが、**さんがもらい受ける土地については、**さん宅の町道を挟んだ向かいにあり、**さんが所有する農地と隣接しており、耕作するにあたり条件の良い立地となります。</p> <p>また、**さんがもらい受ける土地については、雑種地であるため、農地台帳にも記載がないため、農地法第3条の許可申請は不要となりますが、現在育苗ハウスを建て利用している土地となり、**さん宅の町道を挟んだ向かいにあり、また、**さんが所有する畑として利用している雑種地と隣接しており、こちらも耕作するのに条件の良い立地であるため、双方にとって利点がある土地の交換となります。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p>

<p>会 長</p>	<p>議案第 3 6 号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第 3 6 号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 3 6 号、農地法第 3 条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、****委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(****委員着席)</p>
<p>会 長</p>	<p>****委員に報告します。議案第 3 6 号①は許可相当と意見決定されました。</p> <p>次に、同じく議案第 3 6 号、農地法第 3 条②について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第 3 6 号②について、大草地区推進委員、斎藤良文委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>大草地区担当の推進委員、斎藤です。</p> <p>議案第 3 6 号農地法第 3 条②について、調査の結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、*****、*****さん、譲受人、**、***さん。以下記載のとおりです。7月11日18時より、地区副担当の須藤委員、及び譲渡人***さんの代理人であります行政書士の**さん、譲受人の***さん立会いの下、調査してまいりました。</p> <p>当申請の畑は、以前父親が耕作しておりましたが、ここ十数年耕作せず荒地となっております。父親、兄が亡くなり、**さんが名義人となりましたが、***さんは***在住のため農地の管理ができない状態ということです。***さんは農業を拡大している青年であり、これからもさらに拡大していきたいという考えのもと、当畑に農業用ハウスを建てたく今回の申請に至りました。***さんは、まじめで真剣に分与経営に携わっていく人です。このようなことから農地法第 3 条第 2 項の 1 号から 6 号まで何ら問題なく、許可相当であると見てきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>

事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。***さんについては、令和5年2月に農業経営改善計画の認定を受け、町の認定農業者となっております。水稻を主としており、今回売買する農地についても水稻として利用するとのことです。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>ただいま、地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第36号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第36号②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第36号、農地法第3条②は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p>
会 長	<p>議案第37号①について、東大畑・畑田地区推進委員、小室一男委員の調査及び意見を求めます。</p>
小室委員	<p>東大畑・畑田地区担当の推進委員の小室です。</p> <p>議案第37号農地法第5条①について、調査の結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、**、****さん、譲受人、**、****さん。以下記載のとおりです。7月13日9時より、地区副担当の白川委員、譲受人、譲渡人、代理人として行政書士の***さんと私を含め5名立会いにて、調査してまいりました。申請の事由として、****さんが宅地分譲地として利用するために、****さんの土地を売買する手続きにより所有権移転することとしたということです。今回の転用については問題ないと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準については、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が50m以内の間隔で50戸以上連坦している市街地内にある農地ということで、農地転用基準の3種農地と判断しました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、建築条件付きの宅地分譲であり適当であると思われます。転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり、資金証明も添付されて問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和8年2月28日までとされており、該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、道路法など許可見込みであり該当しません。法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっており、申請地のみの計画のため該当しません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、宅地分譲敷地として適当な面積であり該当しません。申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、建築条件付き宅地分譲であり、期間内にすべての区画が売買され住宅が建築されなかった場合は、皆様にお配りしている土地利用計画図のとおり、譲受人が住宅を建築する条件となっておりますので問題ありません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、周辺に農地はなく支障ありません。なお、汚水は既存の公共下水道に排出し、雨水は位置指定道路側溝及び町道側溝を経由し西側道路側溝へと排水する計画となっております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第37号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第37号、農地法第5条①について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第37号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p>

事務局長	次に、同じく議案第37号、農地法第5条②について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
会長	【議案朗読】  議案第37号②について、東大畑・畑田地区推進委員、小室一男委員の調査報告及び意見を求めます。
小室委員	東大畑・畑田地区担当の推進委員の小室です。 議案第37号農地法第5条②について、調査の結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人、**、****さん、譲受人、**、****さん。以下記載のとおりです。7月13日午前10時より、地区副担当の白川委員、譲受人、譲渡人、行政書士さんと私の5人立会いにて、調査してまいりました。申請の事由として、**さんの方で隣接する****の駐車場として利用するため、****さんの土地を所有権移転することとしたそうです。調査事項であります一般基準の、申請目的実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。
会長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。 まず、立地基準については、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が50m以内の間隔で50戸以上連坦している市街地内にある農地ということで農地転用基準の3種農地と判断しました。 次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は駐車場とするためです。事業の主旨としては、譲受人である**さんは隣接する***を営んでおりますが、現在の駐車場では十分な広さが確保できないため、申請地を現在の駐車場と一体として利用するものであり適当であると思われます。転用の必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり、資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和6年9月30日までとされており該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、免許、許可、認可等を要するものがなく該当しません。法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、隣接する*****は既に**さんが**として利用しており問題ありません。事業目的から見て申請面積が適正と

	<p>認められない場合は許可しないこととなっておりますが、駐車場として適当な面積であり該当しません。申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、駐車場が目的ですので該当しません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないこととなっておりますが、土留め工事をし、地表は砂利を敷き固め土砂の流出を防ぎ、汚水は発生せず、雨水は自然浸透する計画となっております。以上です</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第37号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第37号②の認定について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第37号、農地法第5条②は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第38号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p>
会 長	<p>議案第38号①について、箕輪・袖山地区推進委員、関根盛夫委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
関根委員	<p>箕輪・袖山地区推進委員の関根です。</p> <p>議案第38号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の調査結果を報告いたします。申請人、*****、***** *****。以下、記載の通りです。</p> <p>申請事由は*****が太陽光発電設備用地及び通路を設置したいとのことで、土地所有者の*****さんから今回土地を借り受け、農用地区域から除外したいとの事です。なお今回の土地はすでに非農地判断をされており、農地転用申請は不要です。</p> <p>また7月11日、土地所有者と3人で現場確認をしました。調査事項であります農振除外の5要件のいずれも満たしているものと思われ、除外は問題ないものとみてきましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>本申請地は、****さんが所有する平成29年及び令和3年に非農地判断を受けている土地となります。基本的には集団農地に存在する農地については、非農地として判断することはありませんが、申請地については山林に囲まれている土地であり、周辺農地に影響を及ぼすことが見込まれないため非農地判断を受けたものです。</p> <p>*****は***に本社を置く太陽光発電設備の設置会社であります。今回の事業内容ですが、国の政策である地球温暖化対策の推進を進め、クリーンなエネルギーを生み出し、電力不足を補うために太陽光発電設備を設置したいとのことです。</p> <p>土地の選定にあたってほかいくつかの土地を検討しましたが、十分な用地面積の確保や日照条件などの条件に合う土地がなく、今回の申請地が十分な用地面積と良好な日照条件を有していることから選定しました。なお、土地については、所有者より借り受けて事業を行うそうです。</p> <p>農用地区域から除外する際には、除外の5要件がございまして、それらに問題がないか、また除外後に転用許可の見込みがあるかどうかにより農業委員会として総合的に意見を出すものとなります。</p> <p>まず要件の一つ目となる必要性、代替性についてですが、必要性については冒頭申し上げたとおりであり、代替性についても他の場所を検討した結果、選定されておりやむを得ないと思われまます。</p> <p>二つ目の農用地等の土地利用上の効率・総合的な利用、三つ目の担い手等に対する農地の集積、四つ目の農用地等の利用上必要な施設、それぞれへの支障については本申請地の周りは山林に囲まれており問題ないものと思われまます。</p> <p>五つ目である基盤整備から8年経過の要件については、本申請地は基盤整備地ではないため該当しません。</p> <p>また、除外後の転用許可の見込みについては、申請地は農地ではないため該当しません。</p> <p>以上を考慮頂き、農業委員会として農用地区域からの除外について異議ないかご審議いただき、意見の決定をいただきたいと思います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第38号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「意義なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第38号①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第38号、農業振興地域の整備に関する法律第13</p>

<p>事務局長</p>	<p>条第1項に基づく計画変更①は異議なしと意見決定いたしました。</p> <p>次に同じく議案第38号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更②について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p><b>【議案朗読】</b></p>
<p>会 長</p>	<p>議案第38号②について、小貫・太田輪地区推進委員、薄井常義委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>薄井委員</p>	<p>小貫・太田輪地区推進委員の薄井です。</p> <p>議案第38号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項②の調査結果について報告いたします。申請人、****さん、現在この方は****をされております。以下記載のとおりです。</p> <p>申請の事由ですが、****さんが地区の集会所を設置したいとのことで、土地所有者の****さん、****さん、****さんの3人から土地の売買を受け、農地転用を申請するため、農用地区域から除外したいとするものです。また代理人として、行政書士の****さんもおり、現在の集会所がありますが、ハザードマップの浸水想定区域になったということで、申請の理由となったそうです。調査事項であります、農振除外の5要件をいずれも満たしていると思われ、除外は問題ないものと見てきました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>今回の事業についてですが、申請人につきましては、*****であり、現在の**集会所は浅川町のハザードマップにて浸水想定区域に指定されており、災害時には避難所としても利用されることから、****さん、****さん、****さんが所有する農地に新たに**集会所を建築するための敷地として利用したいとのことです。</p> <p>土地の選定にあたってほかのいくつかの土地を検討しましたが、十分な用地面積の確保やハザードマップ等において危険がないこと、道路条件などの利便性において条件に合う土地がなく、今回の申請地は十分な用地面積とハザードマップ上でも安全な土地であり、町道に面していることから選定しました。</p> <p>農用地区域から除外する際には、除外の5要件がありまして、それらに問題ないか、また除外後に転用許可の見込みがあるかどうかにより農業委員会として総合的に意見を出すものとなります。</p> <p>まず、要件の一つ目となる必要性、代替性についてですが、必要性については冒頭申し上げたとおりであり、代替性についても他の場所を検討した結果、選定されておりやむを得ないと思われまます。</p> <p>二つ目の農用地等の土地利用上の効率・総合的な利用、三つ目の担い手等に対する農地の集積、四つ目の農用地等の利用上必要な施設、それぞれへの支障</p>

<p>会 長</p>	<p>については、本申請地は周辺農用との連坦性が少なく問題はないものと思われます。</p> <p>五つ目である基盤整備から8年経過の要件については、本申請地は基盤整備地ではないため該当いたしません。</p> <p>また、除外後の転用許可の見込みについては、1種農地ではありますが、生活環境確保事業に該当するため問題ありません。</p> <p>以上を考慮いただき、農業委員会として、農用地区域からの除外について異議ないかご審議いただき、意見の決定をいただきたいと思います、以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第38号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第38号②について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第38号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更②は異議なしと意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第39号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定についての議案に移りますが、その前に議案第39号の①から⑥はそれぞれ関連がありますので、一括して審議したいと思いますと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>異議なしと認め、議案第39号①から⑥は一括審議とします。</p> <p>それでは、議案第39号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p><b>【議案朗読】</b></p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の****さんは町の認定農業者であり、人・農地プランでも**地区の担い手として名前があげられております。今回利用権を設定しようとする田んぼは、それぞれの所有者から**さんに耕作してほしいと相談があり借り受けることになった土地になり、計画書が提出されています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。</li> <li>2. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜</li> </ol>

	<p>の事業を行うと認められること、及び耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</p> <p>3. 対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。</p> <p>のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われれます。以上です。</p> <p>会 長                   この集積計画に対して、里白石・福貴作・染地区推進委員、須藤寿行委員の意見を求めます。</p> <p>須藤委員               里白石・福貴作・染地区推進委員の須藤寿行です。</p> <p>                          ただいま事務局より説明があった通りですが、別紙の①～⑥まで貸付人はそれぞれであります借受人が同一なので合わせて説明いたします。</p> <p>                          今回の利用権の設定を受ける借受人の****氏は認定農業者であり、専業農家であります。現在稲作として7ヘクタールを作付けしており、**地区の中堅として活躍しております。現地については、7月13日、午前8時半より、地区主担当の鈴木委員、副担当の富永委員、鈴木啓委員、私とそれぞれの貸付人、借受人立会いの下、調査をしてまいりました。今回議案として上程されましたが、昨年より借り受けて耕作している状況であります。****氏の現在の農業経営状況からみて、基盤法第18条第3項、第2項のいずれも満たしていると思われ、今回の集積計画は問題ないものと考えますのでご審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>会 長                   事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので、質疑を許しません。議案第39号①から⑥について質疑ございませんか。</p> <p>                          (「異議なし」の声)</p> <p>会 長                   質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>                          議案第39号、旧農業経営基盤強化促進法第18条①から⑥について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>                          (挙手全員)</p> <p>会 長                   全員賛成ですので、議案第39号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①から⑥については決定いたします。</p> <p>                          次に、同じく議案第39号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定についてですが、その前に議案第39号、旧農業経営基盤強化促進法第18条⑦⑧と、議案第40号、旧農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見決定については、関連がございますので一括して審議したいと思いますがご異議ございますか。</p> <p>                          (「異議なし」の声)</p>
--	--

<p>会 長</p> <p>事務局長</p>	<p>異議なしと認め、事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業に伴うものであります。</p> <p>議案第39号は、農地の出し手から中間管理機構である公益財団法人福島県農業振興公社に貸し付ける集積計画となっております。計画作成にあたり農業委員会での決定をするものです。農業委員会での決定の後、町で公告されることとなります。</p> <p>そして、議案第40号ですが、議案第39号で中間管理機構の公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けたものを担い手へ分配する案となっております。この配分計画については町が作成することとなり、町から意見を求められているものです。意見決定後、町から農業振興公社を通じて県に提出されます。最終的には県知事が認可し公告されることとなります。</p> <p>今回の経過を説明しますと、被設定人である****さん青年等就農計画認定申請書を作成し、令和5年12月19日付けで町の認定新規就農者として認定されております。**さんは新たに農業経営を開始し、令和6年9月1日に農業経営開始を予定しております。就農するにあたり、****さんと****さんの農地を借り受けたいということで申し出があり、今回議案にかけられているというものです。</p> <p>賃借権等の設定等を受ける者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を備えていることとされていますが、要件である</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。</li> <li>2. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</li> <li>3. 対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。</li> </ol> <p>薄葉さんは、先程ご説明しました通り、認定新規就農者であり、就農計画から見ても、これらの要件を備えていると考えられますので、問題ないものと思われませんが、皆様の審議をよろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この集積計画及び分配計画(案)に対して寰輪・袖山地区推進委員、関根盛夫委員の意見を求めます。</p>
<p>関根委員</p>	<p>説明にありますとおり、今回は、賃借権の設定を受ける****さんにつきましては、認定新規就農者であります。**さんの現在の農業経営状況から見ても、第18条第5項の要件をいずれも満たしていると思われ、今回の計画案は問題ないものと考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第39号⑦⑧及び議案第40号①について、質疑ございませんか。</p>

<p>会 長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第39号、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑦⑧について決定すること及び議案第40号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用分配計画の案①について、異議なしと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第39号⑦⑧及び議案第40号①については決定いたします。</p> <p>次に、議案第41号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p><b>【議案朗読】</b></p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>内容としましては、中間管理機構の公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けたものを担い手へ分配する案となっており、この分配計画書については町が作成することとなり、町から意見を求められているものです。意見決定後、町から農業振興公社を通じて県に提出されます。最終的に県知事が認可し公告されることとなります。</p> <p>被設定人の*****は*****地区の農業法人であります。今回利用権を設定しようとする田んぼは、亡くなられた***さんが農業中間管理事業に関する法律による利用権設定をしておりましたが、**さんが亡くなり、使用賃借だったため利用権の設定が解除されてしまったため、改めて利用権の設定をするために計画書が提出されたとのことです。</p> <p>賃借権の設定等を受ける者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を備えていることとされていますが、要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること</li> <li>2. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること</li> <li>3. 農作業に常時従事しないと認められる者については、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること</li> </ol> <p>いずれの要件も満たしていると認められ、問題ないものと思われませんが、皆様の審議をよろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>つづいて、この促進計画(案)に対して里白石・福貴作・染地区推進委員、須藤寿行委員の意見を求めます。</p>

須藤委員	<p>里白石・福貴作・染地区推進委員の須藤です。</p> <p>今回提案されました*****地区の7, 861平米、及び*地区の3, 805平米については、場所が社川と日影川に近接する土壌であります。借受人は*****の*****、代表は*****氏であります。今回利用権の設定を受ける要件を満たす方と判断しました。令和6年1月19日の農業委員会の議案に上程されましたが、その際には*****の*****氏が借受人として承認されたところですが、*****氏の死去により、**氏が耕作しておりました土壌についてご子息の*****氏が代表となる*****がそのあとを引き継ぐということであります。耕作の事業に供すべき農用地を効率的に利用して稲作事業を行うことを認められ、農作業については長年にわたり継続的かつ安定的に農業経営を行っており、現状としましては自作田8,400㎡、畑4,063㎡、借受地、田21,275㎡を耕作しております。今後も引き続き耕作することが見込まれます。以上のことから利用権設定を受ける要件であります農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることの要件を満たしていると思われまますのでご審議をお願いします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第41号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)について質疑ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第41号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画の案について、異議なしと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第41号については決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。みなさんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>次回の総会ですが8月19日の月曜日、午後1時30分よりこちらの議場で行いますのでよろしくお願いします。</p> <p>2点目ですが、6月分の活動記録簿を事務局まで提出をお願いします。</p> <p>3点目ですが、今年の農地利用状況調査の日程ですが、8月28日の水曜日、午前9時より行いたいと考えております。今年度につきましてはタブレットを用いましてやっていただくことを想定しておりますので8月の農業委員会</p>

	<p>の時に活動につきまして説明したいと思います。</p> <p>4点目です。今年度の農業委員と推進委員さんの研修ですが、このコピーを机の上に置かせていただきました。令和6年の農業委員と最適化推進委員の研修会の開催要綱ですが、県中地区につきましては、8月19日ビックパレットでとなっておりますが、農業委員会と被ってしまいましたので、県中の方に相談しまして9月2日の月曜日、白河市の方で行われます県南方部の方に参加したいと考えております。昨年度も人数の制限があったんですが、今年度につきましても1委員会あたり出席者5名以内ということでございます。こちらにつきましては、9月2日になっておりますので、都合のつく農業委員さん、最適化推進委員さんの積極的なご参加をお願いしたいと思いますので、参加できる方につきましては本日事務局の方までお知らせ頂ければと思います。できれば昨年度出席されなかった農業委員さん、最適化推進委員さんの積極的なご参加の方をお願いします。5名に満たない場合はこちらから個別にお声掛けさせていただきますので、都合のつく方におかれましてはご協力をお願いします。</p> <p>5点目ですが、もう1枚コピーをつけさせていただきます。令和5年度の農業委員会の農地利用の最適化推進の状況、その他の事務の実施状況の報告についてですが、こちらの方は6月の農業委員会の際にみなさんからご承諾をいただいたところであったのですが、県中に提出しましたところ数字に誤りがございましたので差し替えさせていただきますと思います。2ページ目の1-③の実績の今年度の新規の集積面積というところと3ページ目の上から2段目の右、新規発生遊休農地の解消面積、前年度、令和4年度の新規発生した緑区分遊休農地の解消を目標とする面積というところに誤りがございましたので、お詫びして訂正させていただきますたく6月の資料との差し替えをお願いします。こちらの方でホームページの方に公表することとなりますので、よろしくお願います。</p> <p>それから6点目ですが、このあと7月30日から行われます地域計画策定に向けての地区座談会の進め方についてご説明したいと思いますので、引き続きよろしくお願います。以上です。</p>
会長	何か質問等ございますか。
須藤委員	令和5年度の農業委員会の農地利用最適化推進の状況、その他事務の実施状況の公表については、今回令和5年度のものということですが、過去のものを見ることはできるのでしょうか。
事務局長	過去の分はホームページに公表している部分もございますが、すぐ前ですと公表されていない分もあるかと思っておりますので、そちらにつきましては農業委員会に資料があります。
須藤委員	何年前から見られるんですか。
鈴木主事	こちらの農地利用最適化の推進等の目標の設定自体が、正確な年は曖昧ですが、平成29年度あたりから目標の設定や評価などするようになったので、そ

	<p>の前は制度としてそのような目標等の設定はしていなかったもので、それ以降でしたらホームページの公表や全国農業会議所の方にもホームページに掲載をさせていただきます。</p>
須藤委員	<p>なぜ質問したかという、今の農業センサスを利用しているというのはわかりますけど、過去から遡って参考に見てみたと思ったものですから、質問させていただきました。</p>
事務局長	<p>農業センサスでも調べられるかもしれませんが、必要な場合は個別に言っていただければお調べします。</p>
会 長	<p>それでは以上をもちまして、第13回浅川町農業委員会総会を閉会といたします。</p>
事務局長	<p>一同、ご起立願います。礼、ご苦労さまでした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)